

資料2

資料

令和3年6月1日
財 務 省

目次

- 1.立地に応じた保険料の割増・割引(立地割増・立地割引)
について ……1
- 2.建物と家財の被害に係る支払状況の研究の中間報告
について ……11

1. 立地に応じた保険料の割増・割引 (立地割増・立地割引)について

これまでの経緯：地震保険の考え方

大蔵省保険審議会「地震保険制度に関する答申」(昭和40年4月23日)抜粋

地震保険制度の概要

(4) 保険料率

(ロ) 料率決定の原則からいえば、地域、地盤、構造に応じて料率に相当の差異が生ずることは当然であるが、この保険の性格上開差はあまり大きくないものとするのが適当である。

地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書(平成24年11月)抜粋

1. 総論

(2) 地震保険制度の役割

地震保険は、地震被害を補償する保険金を保険料で賄うという形で地震リスクに備える「保険」であるが、市場原理に基づく「保険」の論理だけでは負担しきれない地震に対する備えを、国の関与の下、社会的な「連帯」の仕組みとして提供しているものと捉えることができる。このように、地震保険は、「保険」としての側面と「連帯」としての側面を併せ持っている。

「保険」の側面からは、例えば、リスクに応じた保険料率の設定により、社会全体の地震に対するリスク量(被害額)を低下させるリスクコントロール機能の向上を図るという視点が重要である。他方、リスクをそのまま保険料率に反映させると、リスクの高い地域に居住せざるを得ない人々を地震保険から排除することにもなりかねず、「連帯」の観点からは、社会全体でリスクを分担することが必要となってくる。地震保険の制度設計にあたっては、いずれかに偏ることなく、「保険」、「連帯」双方のバランスをとることが重要である。

(略)

4. 保険料率

(1) 等地区分

(料率格差のあり方)

(略)

東日本大震災をはじめ、近年、保険料率の低い等地で大きな被害の地震が頻発しており、短期的に見れば、等地区分は被害の実態と必ずしも合致していない。震源モデルの精度に限界がある中、料率格差のみ精緻にしても合理性に欠ける。また、現在、最大3倍以上ある料率格差が、南海トラフの再評価により、さらに拡大する可能性がある。しかし、社会的「連帯」の仕組みとしての役割も期待される地震保険において、極端な料率格差は適当ではない。これらのことから、今回の料率改定にあたっては、料率格差については、合理的な説明のつく範囲で平準化を図る方向で見直すべきである。ただし、この料率格差の平準化は、耐震割引など耐震化への誘因づけや地震保険への加入促進と一体的に考える必要がある。

これまでの経緯：地震保険料率と耐震割引

地震保険制度に関するプロジェクトチーム第2回（平成24年5月25日）配付資料
資料3 損害保険料率算出機構「地震保険料率の適正性の確保」抜粋

2. 地震保険料率の算出方法

(3) 料率区分と料率水準の設定

① 純保険料率

「確率論的地震動予測地図」の作成に使用した震源モデルに基づき、被害予測シミュレーションで求めた純保険料率は、地域ごとの格差が大きくなるため保険料率としての妥当性を充たしきらない面があります。

他方、…地震調査研究推進本部は、「日本国内は、どこでもある程度の規模の被害を伴う地震が発生する危険性があると言える。」と指摘しています。

このため区々の料率の設定においては、地震に見舞われる可能性やその大きさの違いを震源モデルの情報に基づいたまま評価するのではなく、地震危険の一定割合※2（約30%）を全国で均等に負担するといった調整の仕組みを導入して、都道府県ごとの基本料率の区分と水準を設定しています。これは、保険料率の格差を緩和する効果があり、保険料率の妥当性を保つ意味があります。

さらに都道府県ごとの基本料率は4区分（事務局注：現在は3区分）に集約し、区分（等地）ごとに料率が一律となるように料率水準の調整を行っています。

（略）

※2 最大震度が6弱以下の地震から求めた「損壊」被害の全体に対する割合

国土庁「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会報告書」（平成12年12月4日）抜粋

5 各段階における住宅再建支援策

(4) 平時における対応

住宅の耐震化の促進

（略）

しかし、住宅を所有する者は、その意思によって持家を選択した以上、災害によってそれを失うリスクを可能な限り自助努力により回避するという意識を持つべきである。また、行政においては、耐震補強対策が住宅を災害から守る自衛手段として活用されるよう、例えば、専門家派遣や、標準的な工事の種類、内容とその概算費用、利用可能な融資制度等の情報提供を充実するなど、積極的な誘導策を継続的に実施する必要がある。同時に、十分な耐震性を有する住宅に対する住宅性能評価への反映や地震保険料への反映を通じて、耐震改修による住宅の価値の向上が市場で評価されるシステムを構築するなど、住宅所有者にとってのインセンティブを喚起するための措置の拡充が必要である。

参考：現行の地震保険料率

- 所在地（都道府県）別の等地區分は4区分→3区分へ統合
- 建物の耐震性能に応じた耐震割引は、割引率を最大30%→50%に拡大

1. 基本料率 （年間保険料（保険金額1,000万円あたり））

等地區分		イ構造	ロ構造
1等地	北海道、青森、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	<u>7,400円</u>	<u>12,300円</u>
2等地	福島	9,700円	19,500円
	宮城、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、大分、宮崎、沖縄	<u>11,800円</u>	<u>21,200円</u>
3等地	茨城	17,700円	36,600円
	埼玉	20,400円	
	徳島、高知	17,700円	41,800円
	千葉、東京、神奈川、静岡	<u>27,500円</u>	<u>42,200円</u>

2. 割引率

耐震割引	割引率	
免震建築物割引	50%	
耐震等級割引	等級3	50%
	等級2	30%
	等級1	10%
耐震診断割引	10%	
建築年割引	10%	

※建物、家財ともに同じ（基本料率、割引率）

※イ構造：耐火建築物、準耐火建築物及び省令準耐火建築物等

※ロ構造：イ構造以外の建物

これまでの経緯：立地割増・立地割引を巡るこれまでの議論①

地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書(平成24年11月)抜粋

4. 保険料率

(2) 立地割増・立地割引

地盤特性による揺れや液状化のリスク、沿岸部における津波のリスクといった立地におけるリスクの相違を現在よりももっと保険料率に反映させるべきか検討を行った。

津波等のリスクの高い地域から安全な地域へと人々を誘導し、地震保険制度のリスクコントロール機能の向上を図るためには、立地リスクの相違をできる限り保険料率に反映させることが適当である。このような観点からは、立地リスクの特に高い地域を対象とした立地割増や特に低い地域を対象とした立地割引の制度を導入することが考えられる。

この点については、後述の耐震性については料率格差により耐震化促進を図ることが期待できるのに対し、立地については、たとえリスクが高くても、そこに住まざるを得ないような事情もある中で、例えば、津波リスクを忠実に保険料率に反映させると、沿岸部の住民を地震保険から排除することにならないか懸念される。また、境界線上では、同一都道府県内の隣り合った家同士で料率格差が生じることになるが、保険契約者がそのような格差を納得感を持って受け入れることができるかどうか懸念がある。

立地割増や立地割引の導入については、立地による料率格差について保険契約者の納得感が得られるまでにリスク算出の信頼性を高めることができるか、という点も含め、今後の課題として引き続き議論していく必要があるものとする。

これまでの経緯：立地割増・立地割引を巡るこれまでの議論②

「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめ(平成27年6月24日)抜粋

IV. 地震保険料率

(5) 地震保険料率に関して残された課題

① 等地間格差

(略)

料率格差の取扱いについては、地震保険PT報告書において、以下のように整理されている。

- ・ 地震保険料率については、震源への近接性等、リスクに応じて都道府県を等地に区分して料率格差を設けている。
 - ・ 地震保険料率の低い等地で大きな被害の地震が頻発しており、短期的に見れば、等地區分は被害の実態と必ずしも合致していない。震源モデルの精度に限界がある中、料率格差のみ精緻にしても合理性に欠ける。
 - ・ 社会的「連帯」の仕組みとしての役割も期待される地震保険において、極端な料率格差は適当ではない。
 - ・ 料率格差については、合理的な説明のつく範囲で平準化を図る方向で見直すべきである。ただし、この料率格差の平準化は、耐震割引など耐震化への誘因づけや地震保険への加入促進と一体的に考える必要がある。
- 一方、大震災のリスクは超長期において平準化される特性を持ち、保険契約者の加入期間とは必ずしも合致しないことから、極端な料率格差は望ましくないとの指摘もある。

(略)

また、後述する「立地割増・立地割引」が実施できる場合には、地震保険料率の高い等地に所在する契約であっても、立地によるリスクが低い土地に所在する場合には、地震保険料が割り引かれることで、料率格差が縮小することになる。

したがって、本件については、表面的な「等地間格差」だけでなく、耐震割引の仕組みなども踏まえて、検討していく必要がある。

② 立地割増・立地割引

地震保険制度のリスクコントロール機能の向上を図るためには、沿岸部における津波リスク等の立地によるリスクを地震保険料率に反映させることが望ましい。ただし、立地による料率格差について保険契約者の納得感が得られるまでにリスク算出の信頼性を高めることができるかということが課題となっている。

また、この課題については、今後とも予測地図の震源モデルの更新などにより地震保険料率の改定が考えられるなかで、地震保険料率のメリハリを利かせる観点からも検討が必要である。

火災保険等における水害リスクの反映

水害リスクに応じた保険料を設定している保険商品

【特徴】

- ・建物所在地における水害リスクに応じて保険料を設定する仕組みを導入
- ・国土交通省が提供するハザードマップにおける浸水深のデータと、顧客が居住している建物の所在地の経度緯度をもとに水害リスクに応じて保険料を4区分に細分化
- ・浸水深の区分に際しては、顧客が浸水の状況をイメージしやすいよう、床下浸水（～0.5m未満）、床上浸水（0.5m～2m未満）、1階の軒下までに水没（2m～5m未満）、2階まで水没（5m以上）のように、家屋の構造と対比した区分とした

ハザードマップ 浸水深	外水・内水 リスク区分	水災料率区分
5m以上 (2階まで水没)	5	D 保険料高い
2m～5m未満 (2階まで浸水程度)	4	C
0.5m～2m未満 (1階まで浸水程度)	3	B
～0.5m未満 (床下浸水)	2	A 保険料安い
(浸水想定なし)	1	

(出典)内閣官房HP等より作成

(参考) 令和3年度における国土交通省の政策

【災害危険区域等における立地抑制・移転誘導】

- ・防災の観点から建築規制のかかる災害リスクの高い区域において、住宅の立地抑制や同地域からの移転誘導を図ることが必要

＜建築規制がかかる災害リスクの高い区域＞
「災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)」
「土砂災害特別警戒区域」

- ①新築住宅に係る支援事業の対象地域から災害リスクが高い区域を除外
- ②災害リスクが高い区域からの移転にインセンティブを付与

対象支援事業	
住宅金融 支援機構	【フラット35】S
	子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資
	サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資
地域型住宅グリーン化事業	
サービス付き高齢者向け住宅整備事業	

(出典) 令和3年度国土交通省・公共事業関係予算のポイントより作成

第3回研究会における主な意見等

第3回研究会における主な意見

- データが整備されている地域で、先行して立地割増・立地割引を導入することはできる。それがデータが整備されていない地域におけるデータ整備のインセンティブになればなお良い。
- データが十分に整備されていない現段階において、立地割増・立地割引を導入することに契約者の納得を得ることは難しいのではないか。
- 現行料率の更なる割増は負担感が大きく、地震保険加入のハードルを上げるのではないか。
- 連帯と保険の関係、その間の政策的な割振りを見直すのであれば、見直すにあたっての考え方の整理を慎重に行う必要がある。
- 津波は異質(アンコントロールナブルなリスク)なので、別の扱いをするべき対象ではないか。

<第3回研究会における座長のまとめ>

- 今の全体的な最大公約数を取ると、この段階において、立地割増・立地割引を大々的に適用するのは、技術的にも、加入者の納得感を得るという観点からも難しい。

(参考1) 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和23年法律第193号)抄

(参考純率及び基準料率の原則)

第八条 料率団体の算出する参考純率及び基準料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであつてはならない。

(参考2) 地震保険制度に関するプロジェクトチーム第10回(平成24年11月9日)議事要旨抜粋

- 立地割引・割増については、そもそもどこで境界の線引きをするのかというところで相当な不公平性が生じるおそれがあるため、審査において不当に差別的でないという点をクリアするのは難しく、また、合理的なデータがあるかということについても疑問がある。そのため、立地に応じた割増、割引は非常に難しいのではないかと思う。また、保険料率の体系が相当複雑なものになるので、保険契約者保護の観点からも、審査する側としては、相当慎重に考えたほうがよいのではないかと考える。(金融庁)

立地割増・立地割引に係る指標候補（第3回研究会資料4より作成）

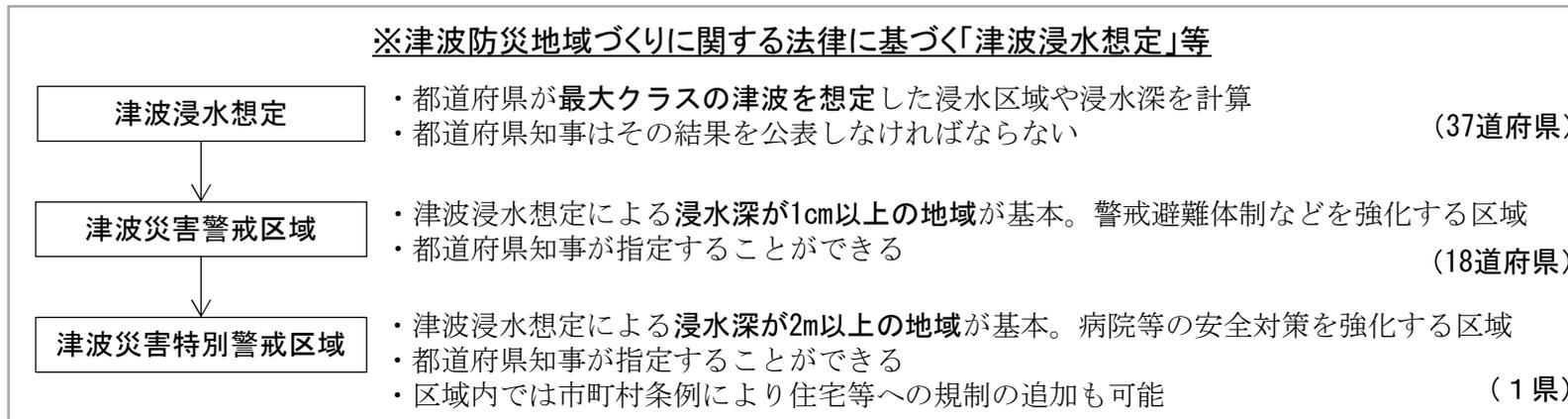
○ 平成26年4月から平成29年3月にかけて実施された『立地条件による地震保険のリスク区分設定に関する研究』（損害保険料率算出機構）では、専門家へのヒアリング調査を行ったが、リスク区分の可否判断に関しては専門家の意見を結論として集約することはできなかった。

被害形態	主な指標候補	課題・問題点（専門家意見）
揺れ、液状化	「地形分類」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の変化を細かく描画している地形分類の地図は、<u>一部の地域でしか作成されていない</u> ・ 地形だけで揺れやすさ、液状化しやすさが決まるわけではない
津波	「津波浸水想定」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される最大クラスの津波は発生確率が非常に低い ・ 浸水深の幅（1～2m等）の刻み方は都道府県によって異なる ・ 割増等の対象となる区域が「津波災害特別警戒地域」と異なると、契約者が混乱する恐れがある。 ・ <u>津波浸水想定設定済み（37道府県）（令和3年3月現在）</u>
	「津波災害警戒区域」、 「津波災害特別警戒区域」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区域指定されていない都道府県が多い</u> ・ <u>全国で指定されるかはわからない</u> ・ 区域指定するかしないか、区域の範囲について人の判断が入る ・ 割増とすると都道府県による区域指定を阻害することにならないか
地震火災	「地震時等に著しく危険な密集市街地」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽出基準の見直し等、不安定な指標の可能性はある ・ 公表するかどうかは自治体の判断にゆだねられており、公平に区分できない ・ <u>避難の困難性を含めて抽出しており、地震保険には不向き</u>

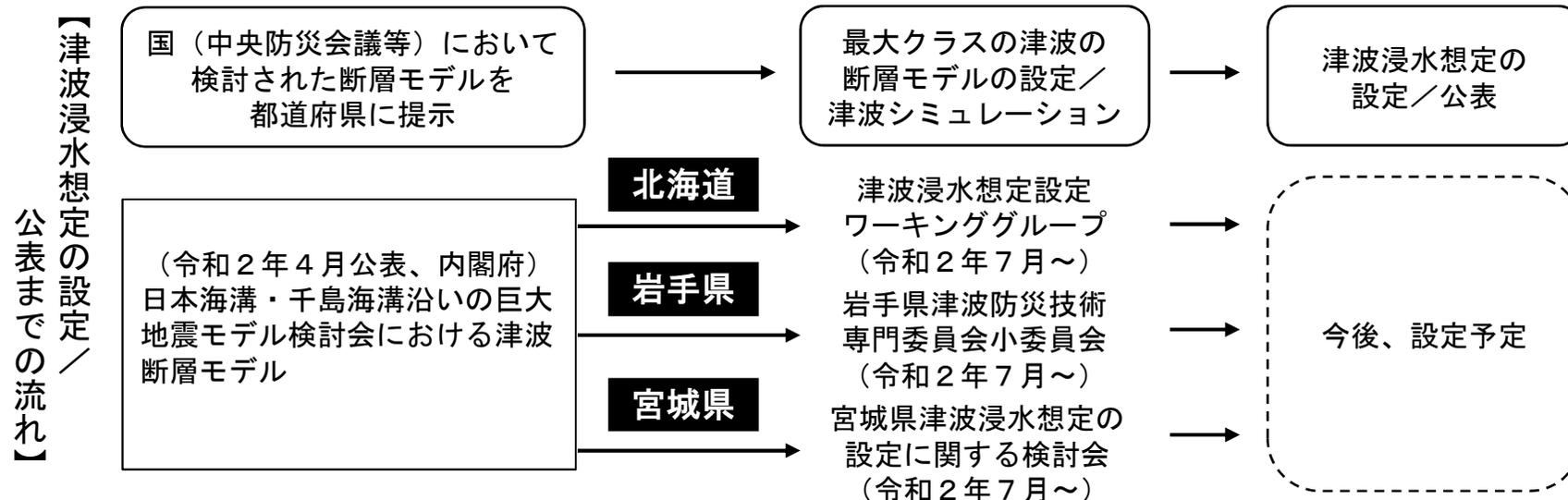
津波に関する指標候補

○ 津波に関する指標候補として挙げられている「津波浸水想定」の設定状況については、令和3年3月現在、津波の影響を受ける可能性のある40都道府県のうち37道府県（※）で設定されている。

（※）北海道は日本海沿岸を設定済み



（出典）第3回研究会資料4等より作成



（出典）国交省HP等より作成

2. 建物と家財の被害に係る支払状況の研究の 中間報告について

建物と家財の被害に係る支払状況の研究の中間報告について

地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和元年8月)抜粋

3. 損害区分の変更に係る検証

…平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震は、4区分の契約者についての被害が一定数見られたことから、損害保険業界において、それぞれの損害区分の状況を調査したところ、大半損の件数に比して小半損の件数が多かったとの報告があった。

ただし、地震ごとに損害の傾向には差異があると考えられることから、今後も損害保険業界においては、損害状況の分析やデータの収集を進め、損害区分の変更に伴う影響を検証し、今後の制度の検討に繋げていくことを期待したい^{注5}。

注5: 委員からは、今後は建物と家財の料率を異なるものとすることも検討の余地があるのではないかと意見があった。

第3回研究会における主な意見

- 耐震性能による割引を家財にも適用する現行制度が適当かどうかということについては慎重な議論が必要。
- 建物と家財を別料率にして事務コストを増やすことは適当でないため、建物と家財の保険金額も考慮して検討すべきではないか。
- 地震対策にインセンティブを与えるためには、例えば同じ震度の揺れに見舞われた建物に收容される家財について一律に定額の保険金を支払うような制度とすることも検討の余地があるのではないか。
- (家財を定額化することについては、) 契約者ごとに被害の大きさは様々であるため、保険金の支払を定額とまですることが適切かどうかは疑問であるものの、現状、建物の損害査定に比して家財の損害査定は分かりにくいという声もあることから、損害査定の簡素化・迅速化の観点からも、メリットがあるだろう。

<第3回研究会における座長のまとめ>

- 家財に関する今後の検討の際には、震度に応じた定額の保険金を支払うといった簡素化の方向か、家財の被害の出方に基づく精緻化の方向かという議論にもなるだろう。

※「建物と家財の被害について、北海道胆振東部地震を含めた支払状況の分析を進めるとともに、研究※を実施していく。(※機構に報告されているデータでは把握できない内容(建物の階数など)があることから、研究ではそれらの影響をテーマとする。)」(第3回研究会資料5)

(参考資料)

津波防災地域づくり に関する法律

リンク集

津波防災地域づくりに関する法律について

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

津波防災地域づくりに係る技術検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/

津波防災まちづくりの計画策定に係る指針

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000031.html

問い合わせ先

基礎調査、津波浸水想定、津波防護施設
水管理・国土保全局海岸室

津波避難建築物の容積率規制の緩和
住宅局市街地建築課

集団移転促進事業に関する特例
都市局都市安全課

一団地の津波防災拠点市街地形成施設
都市局都市計画課

津波防災住宅等建設区
都市局市街地整備課

津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域
水管理・国土保全局水政課

津波災害警戒区域についての宅地建物取引業法に基づく重要事項説明
土地・建設産業局不動産課

津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置
港湾局海岸・防災課

その他法律

総合政策局社会資本整備政策課

国土交通省 03-5253-8111 (代表)

津波災害に強い
地域づくりに向けて



基本理念

『なんとしても人命を守る』

ハード・ソフトの施策を総動員させる「**多重防御**」の発想によって津波防災地域づくりを推進

～はじめに～

平成23年3月11日、三陸沖を震源域として発生したモーメントマグニチュード^{*1} Mw9.0の巨大地震は

東日本各地域の沿岸域に大津波をもたらし、

死者15,899名、行方不明者2,529名(令和元年12月10日警察庁発表)という、未曾有の大災害となりました。

一方、特に、南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想^{*2}されていますが、

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓である「低頻度大規模災害」にどう備えるかということを踏まえて、

これまでの津波防災対策を真摯に見直し、真に津波災害に強い国土、地域づくりを進めることが求められています。

このことを受け、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「**多重防御**」の発想により、

地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する

「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行されました。

(※1) 地震は地下の岩盤がずれて発生。この岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード(気象庁HPより抜粋)
(※2) 文部科学省地震調査研究推進本部による「南海トラフ地震活動の長期評価(第二版)〔平成25年5月〕」では南海トラフで次に発生する地震の30年発生確率をM8～9クラスで70～80%としている(算定基準日 令和2年1月1日)

▶ 最大クラスの津波に対して

○ 最大クラスの津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

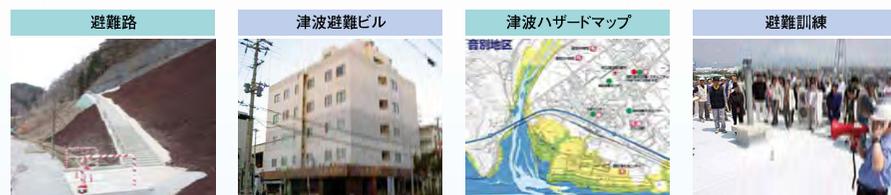
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

○ 基本的考え方

被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要

① **海岸保全施設等のハード対策**によって津波による被害をできるだけ軽減する

② それを超える津波に対しては、**ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策**を重視



津波防災地域づくりに関する法律の概要

基本指針 (国土交通大臣) 平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する

・ 津波災害警戒区域
・ 津波災害特別警戒区域

推進計画

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる

津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構造物、開門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和
- 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

▶ 基本指針とは

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本理念を示しています
- 法に基づく様々な措置の基本となります
- 国土交通大臣が平成23年12月27日に策定しました

記載事項

津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項	指針となるべき事項			
	基礎調査	津波浸水想定の設定	推進計画の策定	津波災害警戒区域 津波災害特別警戒区域の指定

津波浸水想定の設定

基本指針 (国土交通大臣)

津波浸水想定 (都道府県)

▶ 津波浸水想定とは

最大クラスの津波があった場合に想定される**浸水の区域及び水深**を**都道府県知事**が設定し公表します

基礎調査 (都道府県、国土交通大臣)

- 地形データの作成(海域及び陸域)
- 地質等に関する調査
- 土地利用状況の把握等
- 広域的な見地から必要とされるもの(航空レーザー測量等)は国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

津波浸水想定の設定・公表 (都道府県)

最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

- 国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示

津波浸水シミュレーション

- 海域及び陸域の津波の伝播を津波浸水シミュレーション(平面2次元モデル)により表現
- 地形データをシミュレーションに反映
- 建築物等による流れの障害を土地利用状況に応じた粗度係数として設定
- 安全マップとならないように悪条件のもとで設定(朔望平均満潮位、海岸堤防の破壊等)

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深

- 最大の浸水域及び浸水深を表示

国土交通大臣へ報告、関係市町村へ通知、公表

▶ 津波浸水想定の流れ

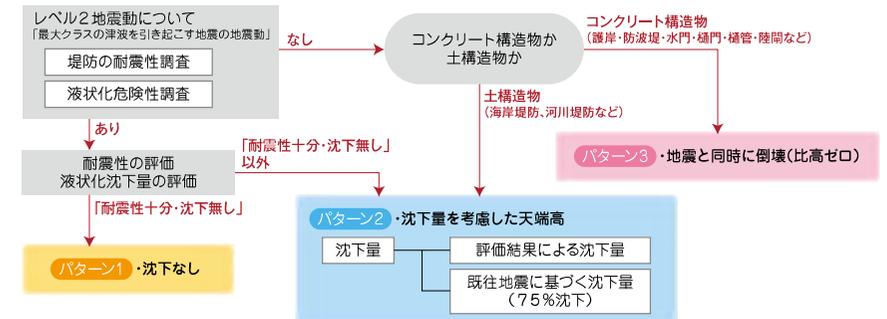
1 過去に発生した津波・発生が想定される津波の整理

2 最大クラスの津波を引き起こす断層モデルの設定(例)

対象津波	東北地方太平洋沖地震津波	H23想定津波
規模	Mw = 9.0	Mw = 8.4
使用モデル	内閣府モデル	茨城県モデル
説明	東北地方太平洋沖地震が悪条件下で発生した場合を想定	1677年延宝房総沖地震の震源域で、地震調査研究推進本部の評価結果による規模の地震が悪条件下で発生した場合を想定
概要		
震源域		

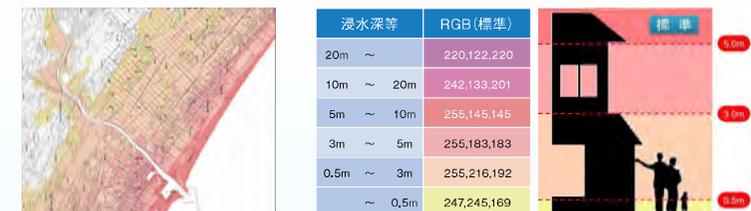
※2つの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を抽出して、浸水想定を設定

3 各種施設の条件設定



※堤防・護岸等施設の耐震性や液状化の評価は、最大クラスの津波を引き起こす地震の地震動であるが検討が困難である場合レベル2地震動を用いることを検討することも考えられる

4 津波浸水シミュレーション結果の出力



津波災害警戒区域等の指定

基本指針 (国土交通大臣)

津波浸水想定
(都道府県)

- ・津波災害警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域 (いずれも 都道府県)

「津波災害警戒区域」

イエローゾーン = 警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」

※津波災害警戒区域(イエローゾーン)内には土地利用や開発行為等に規制はかからない。津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される
※指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

「津波災害特別警戒区域」

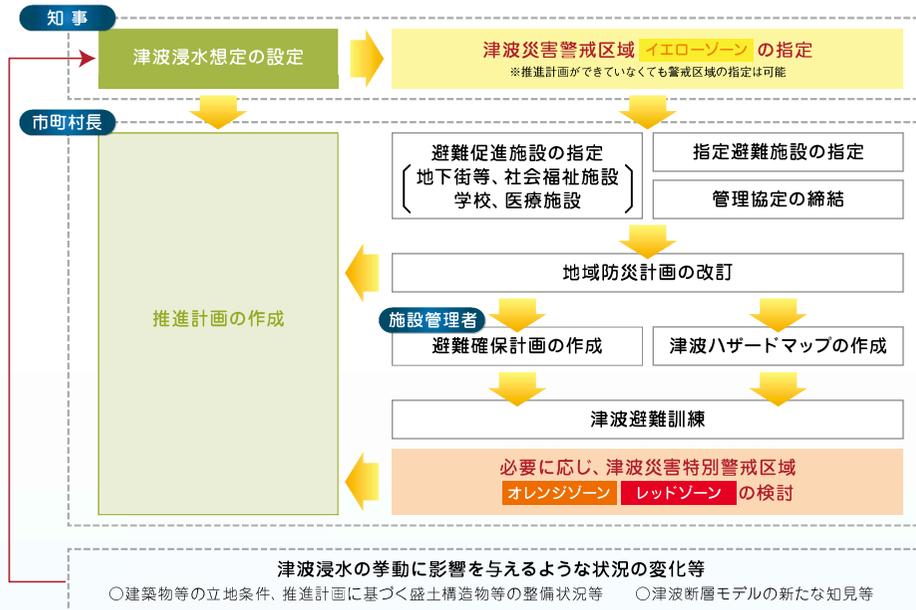
オレンジゾーン レッドゾーン = 土地利用規制

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、「一定の開発行為・建築を制限すべき区域」

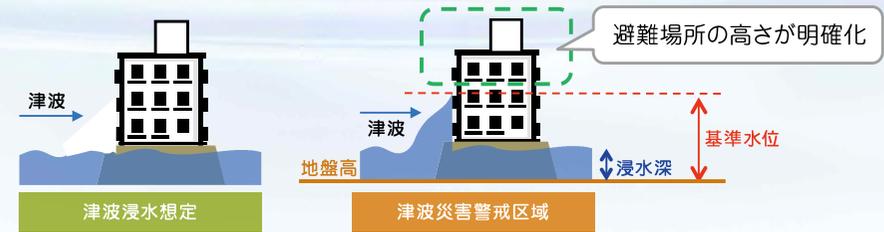
○社会福祉施設、病院、学校については、次の基準に適合することを求める
・上記の用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
・居室等の一定の居室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる)が基準水位以上
※指定に当たっては、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる
レッドゾーン

▶ 津波災害警戒区域指定等の流れ



津波災害警戒区域内においては基準水位が表示されます



▶ 津波災害警戒区域の指定事例



「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に!

- 津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- 基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水深+2階」に設置が必要(消防庁指針)

(例)

津波浸水想定	0.3~1m	1~2m	5~10m
基準水位	0.6m	1.7m	6.5m
基準水位を目安とした対策例	防潮扉 高さ 60cm以上	2階以上を避難所に (従来は、3階以上)	津波避難タワー 高さ 6.5m以上

出展: 徳島県ウェブサイト (<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700032/>)

津波災害警戒区域内に開発規制はありません
津波浸水想定にあわせて指定可能です

推進計画の作成

津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定
(都道府県)

推進計画(市町村)

▶ 推進計画とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するため『市町村』が作成する計画です

※ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示します

▶ 推進計画に記載する事項

- 推進計画の区域(必須項目)
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務(ハード・ソフト対策)

メリット

- ✓ 市町村だけでなく、国・都道府県との連携により、津波防災を効率的かつ効果的に推進
- ✓ 住民等に計画的な取組を知ってもらい、自助・共助・公助の連携による津波対策を推進
- ✓ 津波に強い地域づくりの前向きな姿勢と具体的な姿を示し、住民・企業の不安を払拭し、定着を図る

※なお、推進計画に記載する多くの事業について、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の補助メニューが活用可能。税優遇の特例措置が認められているものもある。詳細は「津波防災地域づくりに活用可能な交付金制度等」(巻末)を参照。

協議会の活用を検討



【留意事項】

- 都市計画(市町村マスタープラン)との調和
- 協議会が組織されていないときは、都道府県や関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者との協議
- 海岸保全施設、津波防護施設等の整備に関する事項については、関係管理者等の案に基づいて作成
- 関係管理者等の案の作成に当たり、市町村が津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申出
- 市町村からの申出を受けた関係管理者等は当該申出を尊重(作成後)
- 市町村は遅滞なく、計画を公表するとともに、国土交通大臣、都道府県、関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者に送付
- 国土交通大臣・都道府県は推進計画の送付を受けたときは、市町村に対して、必要な助言が可能
- 国土交通大臣は、助言を行う際に必要であれば、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることが可能

協議会

推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行い、推進計画を作成しようとする市町村が組織する

構成員

- 推進計画を作成しようとする市町村
- 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者
- 学識経験者、その他当該市町村が必要と認める者(市民代表など)

津波防災地域づくり 推進計画作成ガイドラインとは

市町村による推進計画の早期作成を促進するため、参考となる先行事例、推進計画の作成手順や留意点を明記したもの

ガイドラインの特徴

作成のプロセスを明確化

作成意義・効果の理解 → 既存市町村から寄せられたメリット・効果を紹介

作成手順・方法の理解 → 事前準備・情報整理から作成・運用段階まで解説

既存の事例を踏まえ、作成の工夫、留意点を明示

作成のノウハウの取得 → 作成実務における留意点や作業ポイントを明示

作業の効率化・省力化 → 参考となる先行事例やサポート情報、ひな形を提示

市町村の検討状況に応じ、基礎編、実践編、参考資料編の三編構成

基本の理解から実践まで対応 → 市町村の検討・作業の段階に配慮した内容・構成

- 推進計画の必要性に対する認識を高め、作成の機運を醸成
- 先進事例の把握を含め、推進計画作成のノウハウの取得を推進
- 担当職員の負担の軽減を図り、推進計画の効率的な作成に寄与

▶ 早期作成に対する支援

本ガイドラインのほか、市町村の担当者向けの研修や説明会の開催、国土交通省職員が直接出向き説明するサポート等を実施

作成・運用のプロセス(全体フロー)



※住民等の意見を反映するため、協議会の開催だけでなく、住民ワークショップの開催の検討も有効である。